

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

(公社)秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会(以下「秋ト協」という)の会員事業者等が、安定的な燃料確保対策として、自家用燃料供給施設を整備する場合に助成金を交付し経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設・増設、または増設を伴う代替を行い、市町村より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

2. 完成検査済証は、平成28年4月1日～平成29年2月28日までの間に交付を受けるもの。

3. 次に掲げた事業は、本助成事業の対象外とする。

- ①埋設型の軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設改修
- ②自家用目的以外の転売、貸与する軽油供給施設の新設、または軽油専用タンクの代替、増設
- ③既存の軽油専用タンクの修復
- ④中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設、増設

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、秋ト協の会員事業者と協同組合とする。

(申請期間)

第4条 助成の申請期間は、平成28年7月15日～平成28年7月29日までとする。

2. 本申請のみで事前申請は必要ありません。

(助成金額)

第5条 会員事業者が、施設の新設等を行った場合に費用の半額、次の額を限度として助成する。

- (1)軽油供給施設の新設(設置1カ所分) 100万円
- (2)軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替 30万円

2. 補助額について、全ト協の予算額を超えた場合は、案分比例となり

減額になります。

3. 平成20年度以降に、全日本トラック協会の補助を受けている場合は対象となりません。

(助成金の交付請求)

第6条 施設が完成した時は、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成実績報告書(助成金請求書)」により秋ト協へ申請しなければならない。

2. 前項の請求書には、次の書類の写しを添付しなければならない。

- ①危険物取扱所の完成検査済証
- ②危険物取扱所の設置許可申請書または変更許可申請書
- ③施設全体の平面図(タンク容量、油種も記載)
- ④施設全体の立面図
- ⑤施設の周辺地図
- ⑥施設工事契約書及び施行工事費用請求明細書
- ⑦施設全体が把握できる工事施行前、施工中、完成後の写真

(助成金の交付)

第7条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。

(財産処分の禁止)

第8条 助成金の交付を受けた場合は、対象となった施設、設備を、取得日より1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保(以下「財産処分という」)に供してはならない。

2. 前項の財産処分に抵触する場合は、補助額の全額を返戻しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は秋ト協が別に定める。

《附則》

1. この要綱は平成24年5月23日から適用する。
2. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。

